

宅地建物取引業者に対する行政処分について

令和3年4月16日

東京都住宅政策本部住宅企画部不動産課

| | | |
|------------------|--|------------------------------------|
| 被 処 分 者 | 商 号 | 株式会社D I V I N E |
| | 代 表 者 | 代表取締役 小椋 亮 (おぐら りょう) |
| | 主たる事務所 | 東京都台東区駒形二丁目5番6号カミナガビル8F |
| | 免 許 年 月 日 | 平成29年5月19日 (当初免許年月日 平成29年5月19日) |
| | 免 許 証 番 号 | 東京都知事(1)第100580号 |
| 聴 聞 年 月 日 | 令和3年3月10日 | |
| 処 分 内 容 | 宅地建物取引業務の全部停止15日間 | |
| 業 務 停 止 期 間 | 令和3年4月30日から令和3年5月14日まで | |
| 適 用 法 条 項 | 宅地建物取引業法第65条第2項第4号 (報告命令の拒否による業務の停止) | |
| 事 実 関 係 | <p>被処分者には、下記のとおり、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下「法」という。)違反があった。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>被処分者は、平成30年4月21日付けで、自ら売主として、買主Aとの間で、横浜市所在の土地建物2物件、川口市所在の土地建物1物件の売買契約を締結した。</p> <p>この業務について、令和2年8月から同年11月までの間に、計3回にわたり、法第72条第1項の規定に基づく報告のための来庁を求められたにもかかわらず、正当な理由なく報告命令に従わなかった。</p> <p>このことは、法第65条第2項第4号に該当する。</p> | |